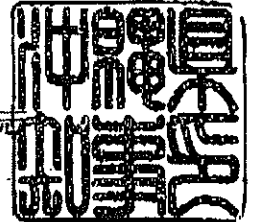




農水第3661号  
平成27年3月23日

沖縄防衛局長 井上一徳 殿

沖縄県知事 翁長雄志



キャンプ・シュワブ臨時制限区域への立入許可申請について（通知）

平成26年8月28日付け沖縄県指令農第1381号にて許可した「普天間飛行場代替施設建設事業に係るキャンプ・シュワブ海域の工事」に係る岩礁破碎等の許可（以下、「許可」という。）に関し、許可区域外にて行われたコンクリート製構造物等の設置については、当該許可に係る申請外の行為と認められ、許可を得ずに岩礁破碎行為が成された蓋然性が高いと思量されることから、県が必要とする調査を実施する。

本件については、去る2月26日、在日合衆国軍隊に対し、当該調査のため立入許可申請を行ったが、運用上の理由で、県の立入申請を受け入れることができないという回答があった。

しかしながら、臨時制限区域内に民間工事船や海上保安庁の船艇が多数出入りしており、また、沖縄防衛局は自ら潜水調査を実施していることから、県の調査船の立入が運用上の問題があるとは理由にならず、特に、平成26年6月20日に普天間飛行場代替施設建設に係る立入制限が課される前までは自由に航行できた水域について、県の公務遂行の調査さえ出来ないということは、不合理きわまりないものである。

県としては、漁業調整規則違反の懸念が払拭出来ない状態にあることから、別添のとおり、再度、在日合衆国軍隊に対して、立入許可申請を行ったところであるため、貴職に対しては、円滑な調査が行われる様、知事から許可を受けた者として、また臨時制限区域の共同使用を行う者として、責任ある対応を求める。